

総務財政委員会 令和4年11月29日
総務部 資料2番
所管 人事課

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

特別給（期末手当）〔第16条及び第29条〕

- ・3月期の期末手当を廃止し、6月期と12月期に均等に割振る。

【現行】

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.05月	1.10月	0.25月	2.40月

【改正後】

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.20月	1.20月	廃止	2.40月

2 改正理由

国や他の地方公共団体、民間企業の大半が支給回数を2回としている状況を踏まえ、3月期を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に均等に配分する。

3 施行予定日

令和5年4月1日

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

新	旧
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年 10 月 4 日 条例第 26 号	令和元年 10 月 4 日 条例第 26 号
第 1 条から第 15 条まで (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	第 1 条から第 15 条まで (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第 16 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び第 29 条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。	第 16 条 期末手当は、 <u>3 月 1 日</u> 、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び第 29 条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、 <u>3 月に支給する場合には 100 分の 25、6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
第 3 項及び第 4 項 (略)	第 3 項及び第 4 項 (略)
第 17 条から第 28 条まで (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	第 17 条から第 28 条まで (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
第 29 条	第 29 条
第 1 項 (略)	第 1 項 (略)
2 期末手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、 <u>3 月に支給する場合には 100 分の 25、6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
第 3 項及び第 4 項 (略)	第 3 項及び第 4 項 (略)
第 30 条から第 33 条まで (略)	第 30 条から第 33 条まで (略)
別表 (略)	別表 (略)
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	